

(4) Q&A

●制度に関すること

Q1	生産緑地でない農地を特定生産緑地に指定することはできますか。
A1	現在生産緑地でない農地については、特定生産緑地に指定することはできません。
Q2	指定から30年経過すると、生産緑地地区でなくなるのですか。
A2	特定生産緑地の指定申出をしないからといって、生産緑地地区が解除されるわけではありません。 生産緑地地区を解除するには、市へ買取り申出をしていただく必要がありますので、事前に市へご相談ください。
Q3	生産緑地指定から30年経過前に相続により所有者が変わった場合、30年の起算日はリセットされてしまうのですか。
A3	リセットされません。 生産緑地地区に指定された日（都市計画の告示日）は、相続により変更されません。
Q4	特定生産緑地の指定申出をすれば、絶対に指定されるのですか。
A4	特定生産緑地の指定申出をしていただいても、生産緑地地区内に建築物が建築されていたり、農地等として適切に管理されていない場合は、指定されない場合があります。 ※日頃より農地等としての適切な管理をお願いします。
Q5	特定生産緑地の効力はいつから発生するのですか。
A5	特定生産緑地の指定手続きは、生産緑地指定から30年経過する日（申出基準日）までに行う必要がありますが、効力が発生するのは、申出基準日からとなります。 （例えば、平成7年12月27日に指定した場合は、令和7年12月27日から効力が発生します。）
Q6	生産緑地指定から30年経過する日（申出基準日）までに、特定生産緑地に指定しなかった生産緑地地区について、30年経過後に相続や斡旋により所有者が変わり、特定生産緑地に指定する意向があった場合、指定できますか。
A6	指定できません。 生産緑地指定から30年経過してしまうと、たとえ農地等として適切に管理されている場合であっても、特定生産緑地に指定できません。

●手続きに関すること

Q7	特定生産緑地に指定しない場合、書類の提出は不要ですか。
A7	必要です。 指定しない場合は、「特定生産緑地指定申出書（第1号様式）」の、指定申出の有無欄「指定しない」に○を付け、必要事項を記入・押印したうえで、ご提出ください。
Q8	終身営農するつもりで、相続税等の納税猶予をうけています。このような場合でも、特定生産緑地の指定申出手続きは必要ですか。
A8	必要です。 納税猶予適用の有無にかかわらず、特定生産緑地の指定には、必ず手続きが必要です。手続きを行わない場合は、特定生産緑地に指定されず、次世代の方は、納税猶予を受けられなくなります。
Q9	相続税・贈与税の納税猶予を受けている生産緑地地区について、財務省（税務署）が抵当権となっている場合、同意は必要ですか。
A9	必要です。 ただし、金融機関等の場合とは違い、取扱庁である税務署長の同意に当たっては、市が一括して税務署長に申請しますので、指定同意書への記入は不要です。
Q10	共有で土地を所有しており、農地等利害関係人が複数いるのですが、1人の同意が得られていない同意書の添付で、特定生産緑地の指定は受けられますか。
A10	指定できません。 農地等利害関係人全ての同意が必要になりますので、1人でも同意が得られていない同意書の添付では、指定できません。
Q11	特定生産緑地の指定には、土地を測量する必要がありますか。
A11	生産緑地の全体を特定生産緑地に指定する場合は、不要です。 ただし、筆の一部を特定生産緑地に指定する場合は、測量し、分筆登記が必要になります。分筆には、一定の期間を要しますので、早めの検討・対応をお願いします。 ※また、事前に市へご相談ください。
Q12	市から届いた書類に記載されている生産緑地の所在が間違っています。どうしたらよいのでしょうか。
A12	市で確認を行います。お手数ですが市都市計画課までご連絡ください。

Q13	印鑑登録を行っていない農地等利害関係人がいます。印鑑登録証明書は添付しないで良いですか。
A13	添付が必要です。 市役所等で登録手続きを行い、必ず印鑑登録証明書を提出してください。
Q14	鉛筆で記入しても良いですか。
A14	大事な書類になりますので、消すことのできないボールペンや万年筆などでご記入ください。
Q15	同意書の記載を誤ってしまいました。修正テープで訂正してよいですか。
A15	修正には、修正テープや修正液は使用しないでください。 同意書の訂正には、訂正箇所を二重線で消し、二重線の上に実印を押印してください。
Q16	申出者は、土地所有者の家族の名前でもよいですか。
A16	土地の所有者本人となります。
Q17	自分以外に、農地等利害関係人はいません。指定同意書は不要ですか。
A17	必要です。 所有者となるご自身のみ必要事項をご記入いただき、記名押印(実印)のうえ、ご提出ください。